

東久留米市
子ども・子育て会議
令和5年9月28日

東久留米市こども家庭センター開設計画（素案）

～包括的な相談支援等を行うこども家庭センターの設置に向けて～

令和5年 月

東久留米市

目次

1. 本計画策定の背景	2
(1) 国の動き	2
(2) 市の対応	2
2. 改正児童福祉法の施行	3
(1) こども家庭センターとは	3
(2) 実施主体	3
(3) 配置基準等	4
①共通	4
②母子保健機能	4
③児童福祉機能	4
(4) 実施場所	5
(5) サポートプランの策定	5
3. 東久留米市こども家庭センターについて	6
(1) 基本的考え方	6
(2) 名称	6
(3) 設置場所	6
(4) 関係条例等の整理	7
①東久留米市こども家庭センター条例（仮称）（新規）	7
②東久留米市子ども家庭支援センター条例（廃止）	7
③東久留米市わくわく健康プラザ条例（改定）	8
④その他関係規則等	8
(5) 組織体制	8
①センター長	8
②こども政策係	8
③こども支援係	8
④母子支援係	8
(6) 主な実施業務	8
①共通	8
②こども政策係	8
③こども支援係	8
④母子支援係	9
(7) 人材育成	9
(8) 関連機関等との連携	9
4. こども家庭センター開設に向けて	10
(1) 開設準備	10
(2) 開設スケジュール	10

1. 本計画策定の背景

(1) 国の動き

令和 4 年 6 月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律（以下、「改正児童福祉法」という。）」では、児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援体制のための体制強化等を行うとして、令和 6 年 4 月からこども家庭センターの設置について市町村に努力義務を課しています。

このこども家庭センターは、児童福祉と母子保健の両面から一体的に支援を行うべく、従来の子ども家庭総合支援拠点¹と子育て世代包括支援センター²の設立の意義や機能は維持した上で、組織を見直して設置に努めるものとされています。

また、令和 5 年 4 月 1 日、こどもまんなか社会の実現に向けて、常に子どもの視点に立って、子ども政策に強力かつ専一に取り組む独立した行政組織として、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、子どもの権利利益の擁護を任務とするこども家庭庁が創設されました。

また同日、こどもに関する様々な取り組みを講ずるにあたっての共通の基盤として、こども施策の基本理念や基本となる事項を定めた包括的な基本法である「こども基本法」が施行となりました。

(2) 市の対応

こうした一連の法改正を受け、本市においては、令和 4 年度に組織機構等検討委員会を立ち上げ、こども家庭庁創設等に伴う新組織体制の検討をしてきました。

これは、国におけるこども家庭庁が内閣府、厚生労働省、文部科学省など複数の省庁をまたぐ検討を踏まえて誕生したのと同様、府内でも複数の部をまたいでいる、こどもを対象とした各種施策に横串を通して観点から、検討委員会で検討してきたものです。

この検討結果が令和 5 年 8 月に市長に報告されました。その中で「こども家庭センター設置を始めとする新たな組織体制の発足は、令和 6 年 4 月 1 日とすること」「こども家庭センターは子ども家庭部に属する『課』とし、わくわく健康プラザ内に設置すること」「センター長は課長職とし、3 係を置くこと」などが報告されました。

また、令和 5 年 4 月、子ども家庭部に（仮称）こども家庭センター準備担当主幹を配置し、組織の検討と並行してこども家庭センター開設に向けた具体的な作業を進めてきています。

この準備担当が子ども家庭部に置かれたこと、及び組織検討の結果センターは子ども家庭部に属する課となったことから、子ども家庭部において本開設計画書を作成しました。

¹ ソーシャルワークの機能を担い、すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、福祉に関する支援業務などを行う機関（児童福祉法第 10 条の 2）。本市においては児童青少年課子ども家庭支援センター担当で実施

² 子ども・子育て支援新制度の利用者支援や子育て支援などを包括的に運営する機能（母子保健法第 22 条）（法令上の名称は『母子健康包括支援センター』）。本市においては健康課（一部児童青少年課）で実施

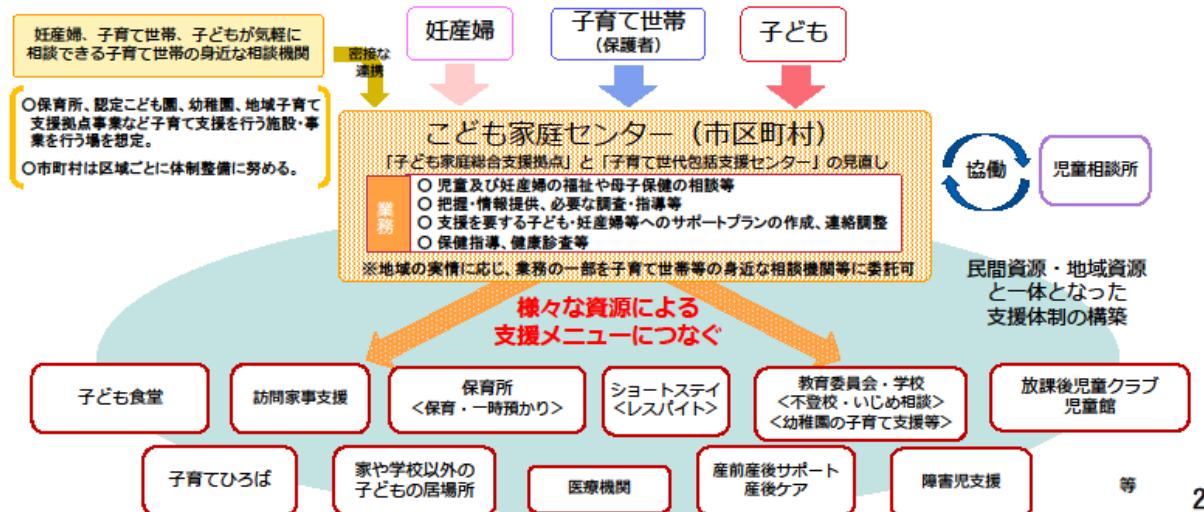
2. 改正児童福祉法の施行

(1) こども家庭センターとは

令和4年に成立した改正児童福祉法第10条の2において、市町村は、こども家庭センターの設置に努めなければならないとされました。

こども家庭センターの設置とサポートプランの作成（1. ①関係）

- 市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊娠婦、子育て世帯、子どもへ一體的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとする。
※ 子ども家庭総合支援拠点：635自治体、716箇所、子育て世代包括支援センター：1,603自治体、2,451箇所（令和3年4月時点）
- この相談機関では、妊娠届から妊娠婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。
※ 児童及び妊娠婦の福祉に関する把握・情報提供・相談等、支援を要する子ども・妊娠婦等へのサポートプランの作成、母子保健の相談等を市区町村の行わなければならぬ業務として位置づけ



2

出典：こども家庭庁

(2) 実施主体

（以下、「こども家庭センター」設置運営要綱（案）より抜粋）

実施主体は市区町村とする

小規模や児童人口が少ない市区町村においては、一部事務組合等による、複数の自治体が共同で設置することも可能である

また、市区町村が認めた社会福祉法人等にその一部を委託することが可能である

(3) 配置基準等

①共通

センター長

母子保健業務及び児童福祉業務双方について、組織全体のマネジメントができる責任者であるセンター長を1名配置すること

統括支援員

母子保健業務及び児童福祉業務双方について十分な知識を有し、俯瞰して判断することができる統括支援員をこども家庭センター1か所あたり1名配置すること

※統括支援員は以下の資格等を有する者を配置することが望ましい

- ・子育て世代包括支援センター又はこども家庭総合支援拠点に配置される職員の資格を有している者
- ・子育て世代包括支援センター又はこども家庭総合支援拠点に一定期間従事した経験がある者
- ・その他一体的支援に関する研修を受講した者など市町村において上記と同様と認めた者

②母子保健機能

保健師等

保健師等を1名以上配置すること

担当職員としてソーシャルワーカーのみを配置する場合には、近隣の市区町村保健センター等の保健師、助産師又は看護師との連携体制を確保すること

利用者支援専門員（母子保健型）

利用者支援専門員を1名以上配置すること

ただし、地域の実情、センターの規模や職員厚生等に鑑み、保健師等が利用者支援専門員が行う業務についても対応できると判断できる場合は、この限りでない

※利用者支援専門員とは、一定の実務経験を有し、子育て支援員研修を受講した者をいう

③児童福祉機能

(児童人口規模に応じて配置基準が設定される)

(本市における施設類型は「小規模C型」に該当)

<小規模C型における最低配置人員>

こども家庭支援員

常時2名

虐待対応専門員

常時2名

ただし児童虐待対応件数が全国平均を上回る市町村では、一定の計算式により人員数を上乗せして配置することを標準とする（本市では加算適応なし）

<必要に応じて配置することが望ましい職員>

安全確認対応職員

事務処理対応職員等

※子ども家庭支援員の資格

医師、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、保健師、助産師、看護師、保育士、教員等

なお、当分の間、こども政策担当大臣が定める基準に適合する研修を受けた者も認めることとする

※虐待対応専門員の資格

こども家庭ソーシャルワーカー（新規資格）、医師、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理士、保健師、助産師、看護師、教員等。

なお、当分の間、こども政策担当大臣が定める基準に適合する研修を受けた者も認めることとする

（4）実施場所

母子保健機能と児童福祉機能の両面からの支援が一体的に提供されるようにするために、母子保健及び児童福祉に関する専門的な支援機能を有する施設・場所で実施すること

ただし、それぞれの機能ごとに複数の施設・場所で必要な情報を共有しながら一体的に支援を行うことができるることとする

（5）サポートプランの策定

こども及び妊産婦の保健医療・福祉に関し、心身の状況等に照らし包括的な支援を必要とする認められる要支援児童等その他の者に対して、これらの者に対する支援の種類及び内容等の事項を記載した計画の作成を行う

サポートプラン作成の対象は以下のとおり

- ・母子並びに乳児及び幼児の心身の状態に応じ、健康の保持及び増進に関する支援を必要とする者

- ・要保護児童³、要支援児童⁴と当該児童の保護者、特定妊婦⁵
- ・要支援児童等には当てはまらないものの、子の養育に不安を抱え、行政機関からの継続的な支援を希望する児童とその保護者及び妊婦

3. 東久留米市こども家庭センターについて

(1) 基本的考え方

国の示す「こども家庭センター設置運営要綱」に基づいて東久留米市こども家庭センターを設置することとします。

ただし、本市におけるこれまでの事業実施の経緯や利用者の利便性などを踏まえ、設置運営要綱に示される機能は確保しつつ、まずは現状の人材を活用していく考え方のもと、一部人材は福祉保健部健康課との兼務という形をとり、組織を構成することとします。

母子や児童の要保護、要支援家庭等をサポートする業務は、件数、深刻度ともに高まってきています。さらに、ヤングケアラーなど、既存の枠組みでは支援の届きにくい課題や、相談支援機能のさらなる充実・強化を図るという法改正の趣旨から考えれば、こども家庭センターの業務量が拡大していく可能性があります。

よって、開設当初は本計画に示す体制とするものの、その後の業務の実態を見て、必要に応じて体制の見直しを図っていくこととします。

(2) 名称

名称は「東久留米市こども家庭センター」とします。

(3) 設置場所

国の要綱によれば、こども家庭センターの設置場所は「母子保健及び児童福祉に関する専門的な支援機能を有する施設・場所で実施すること」とされています。

市内の保健医療機関、及び府内保健部門との連携等の面、また現在も母子保健事業、子ども家庭支援センター事業を実施している施設であることから、東久留米市こども家庭センターの設置場所を「東久留米市滝山四丁目3番14号（わくわく健康プラザ内）」とします。

なお、わくわく健康プラザ内で、次項以降に記載する組織体制及び実施業務を鑑みると、必要な執務スペースを確保できる部屋が他にないため、現在のわくわく健康プラザ内「集会室1」を

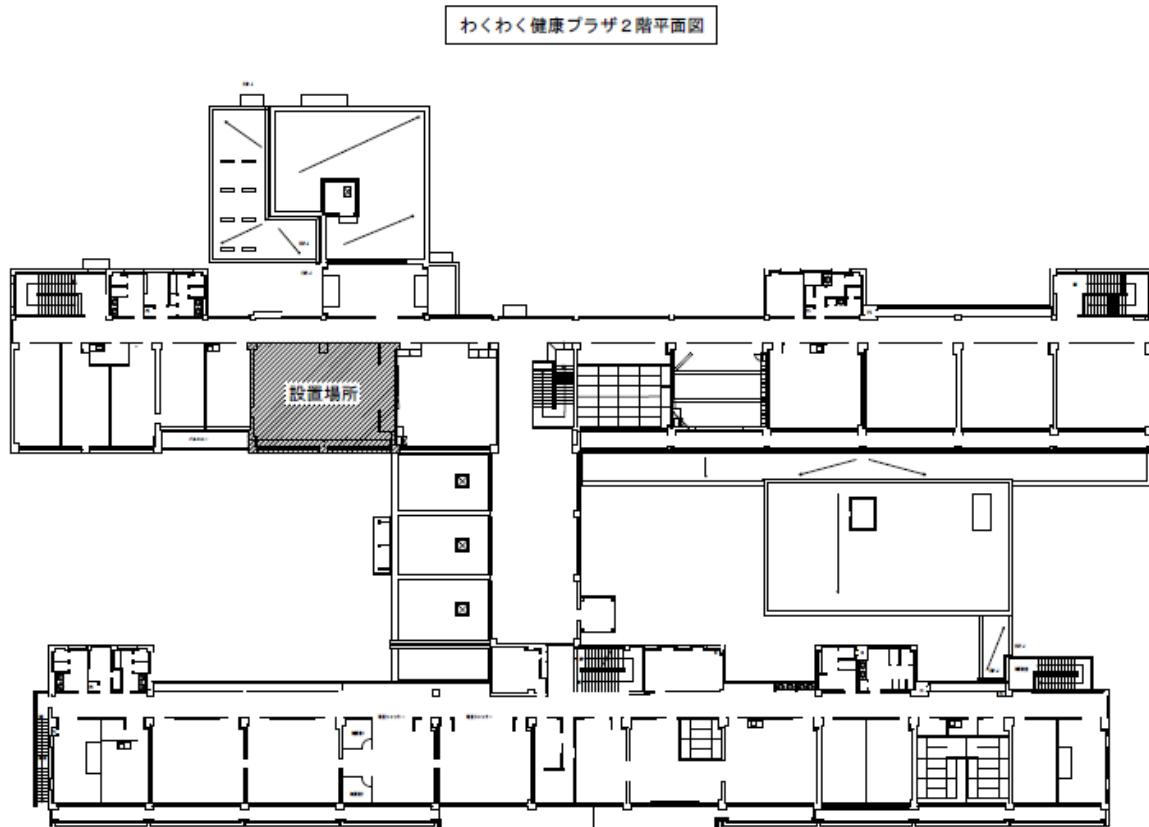
³ 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童のこと（児童福祉法第6条の3第8項）

⁴ 保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（児童福祉法第6条の3第5項）

⁵ 出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（児童福祉法第6条の3第5項）

転用し、こども家庭センターの事務室として整備するものとします。

なお、東久留米市子ども家庭支援センター上の原は、現状の地域子育て支援拠点及び地域子育て相談機関の一つとして、こども家庭センターの相談受付機能を補完するものとします。



(4) 関係条例等の整理

東久留米市こども家庭センター設置にあたり、関係条例案を市議会へ提案、議決後に関連規則等の整理を行います。

①東久留米市こども家庭センター条例（仮称）（新規）

こども家庭センターを設置するにあたり、施設設置条例として「東久留米市こども家庭センター条例（仮称）」を制定します。なお、本条例の付則において以下の②③の廃止・改定も合わせて行います。

②東久留米市子ども家庭支援センター条例（廃止）

子ども家庭支援センターはこども家庭センターに統合されることとなるため、「東久留米市子ども家庭支援センター条例（平成22年3月31日条例第6号）」を廃止します。

（①条例の付則で廃止）

③東久留米市わくわく健康プラザ条例（改定）

こども家庭センターの場所として現在のわくわく健康プラザの集会室1を転用するため、「東久留米市わくわく健康プラザ条例（平成17年12月21日条例第40号）」の別表1（第8条関係）にある集会室1の項を削除し、集会室2及び3の番号を繰り上げる改定を行います。（①条例の付則で改定）

④その他関係規則等

関連のある規則等をこども家庭センター開設に合わせて新設、廃止、改定します。

（5）組織体制

①センター長

課長相当職を子ども家庭部こども家庭センター長として配置します

②こども政策係

子育て支援課子ども政策担当の政策立案機能を移管し、取扱い業務を拡大します
統括支援員を配置します

③こども支援係

児童青少年課子ども家庭支援センター担当を移管するものとします

④母子支援係

健康課保健サービス係の母子支援業務の一部を移管するものとします
職員の一部は健康課保健サービス係の業務を兼務することとします

（6）主な実施業務

①共通

- ・サポートプランの策定・運用
- ・母子保健と児童福祉の一体的支援
- ・関係機関との連携

②こども政策係

- ・センターの庶務機能
- ・合同ケース会議の開催
- ・地域資源、地域子育て相談機関との連携
- ・利用者支援事業
- ・その他こども政策にかかる調整・立案
- ・子ども・子育て支援事業計画等

③こども支援係

- ・要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援業務
- ・児童虐待防止
- ・子どもの支援に関する他機関との連絡調整

- ・要保護児童対策地域協議会の運営

④母子支援係

- ・支援を要する母子の保健相談及び指導
- ・保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整

<兼務及び業務の切り分けの考え方>

こども家庭センターで扱うことになる継続的な母子支援と、現在健康課で扱っている妊娠期の指導や健診、予防接種などの母子保健を一体的に提供するのが、国の示す形になっています。ただし、複数の施設・場所で役割を分担したり協働したりしつつ一体的に支援を行うことができる、とも示されています。

本市においては、特に多くの妊産婦、乳幼児を対象とする健診などの母子保健事業は健康診査の円滑な運営ノウハウ等が蓄積されている健康課で実施するほうですが、利用者の利便性が高く、組織改編に伴う混乱も少なくなると考えられます。このため、従来から健康課で行っている母子保健事業は健康課で継続する一方、事業の中で把握された包括的・継続的な支援を必要とすると認められる妊産婦、要支援・要保護児童及び、当事者が継続的な相談支援を求める者についてこども家庭センターで引継ぎ、サポートプランを策定して継続的な支援を実施していくこととします。

さらに、切れ目のない支援を実現するため、まずは現状の人材を活用していく考え方のもと、こども家庭センター母子支援係の一部職員は健康課保健サービス係を兼務することし、健康課の母子保健事業に継続支援対象の把握の観点から関わっていくこととします。

このことは、専門職の確保という課題の解決に資することにもつながるものです。

(7) 人材育成

切れ目のない伴走型支援を実現するため、こども家庭センターに配置する職員の計画的な育成とともに、必要な研修の受講など、職員の資質の向上に努めるものとします。

統括支援員には、国において新設される「こども家庭ソーシャルワーカー」の認定資格を取得することが望ましいとされていますが、東久留米市こども家庭センター開設の令和6年4月には国の認定試験がまだ実施されていません。

安定的にこども家庭センターの運営を行うため、内部職員の育成を進めるのと合わせ、有資格者の新規採用など、長期的な視点を持って取り組む必要があります。

(8) 関連機関等との連携

こどもを中心とした包括的な支援を行っていくにあたり、府内、府外の関連部署・関連機関との連携は欠かせません。特に福祉保健部、教育委員会・小中学校とはケースの認知から解決、フォローアップに至るまでの一連の支援活動について綿密に連携・協力していきます。また、児童相談所をはじめとする各種外部機関との連携も制度やルールに基づいて行っていきます。

4. こども家庭センター開設に向けて

(1) 開設準備

令和6年4月開所に向けて、執務室等の整備工事、電話回線の増設、什器備品等の調達、ＩＣＴ環境の整備、サポートプランの導入準備などを進めていきます。これらの準備作業について、「母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業」などの補助金を活用していきます。

(2) 開設スケジュール

令和5年

9月 「東久留米市こども家庭センター開設計画（素案）」パブリックコメントの実施
事務所開設のための工事関連補正予算の提案

11月 「東久留米市こども家庭センター開設計画（素案）」、パブリックコメントの実施結果の公表
「東久留米市こども家庭センター開設計画」の決定

12月 令和5年市議会定例会

行政報告「東久留米市こども家庭センター開設計画」の策定について
関連条例及び開設に係る移転準備関連補正予算の提案

令和6年

1月～ 事務室改修工事

3月 移転作業

4月 東久留米市こども家庭センター開設